平成２２年（フ）第４６７８号
大阪市西成区岸里東２丁目13番22―901号
債務者　吉川　博龍
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８２号
大阪府門真市大字三ツ島1304番地の８
債務者　お食事処つきこと　平野美智子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６９６号
大阪市鶴見区横堤３丁目10番１―119号
債務者　室谷　芳子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７７１号
大阪府高槻市富田町３丁目31番１号
債務者　後藤　　章
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９０３号
大阪市東成区大今里西１丁目11番11号
債務者　板谷　満夫
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３１号
大阪府箕面市如意谷４丁目２番22号
債務者　八幡　里美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８０号
大阪府枚方市星丘２丁目26番４―19号
債務者　中村生貴子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２８号
大阪市東淀川区豊里４丁目３番19号、住民票上の住所大阪市東淀川区豊新４丁目21番24―101号
債務者　宮地美智子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１３３号
大阪府東大阪市東石切町４丁目５番37号
債務者　浅井　譲司
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９９号
大阪府寝屋川市田井町14番11号
債務者　堀江　義隆
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３００号
大阪府寝屋川市田井町14番11号
債務者　堀江トモ子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０９号
大阪市東淀川区瑞光４丁目２番34号
債務者　佐原　奈菜
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６９号
大阪市東成区深江北３丁目４番22―308号
債務者　遠藤　信吾
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４００号
大阪府高槻市神内２丁目11番19号
債務者　鈴木　万里（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４５６号
大阪府守口市藤田町１丁目16番７―203号
債務者　恒吉　敏信
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３８号
大阪府東大阪市御厨南３丁目２番41号
債務者　坂本善亮こと　尹　　善亮
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５４号
大阪市淀川区宮原１丁目16―48サムティイースト新大阪903、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町14番８―707号
債務者　近江千沙都
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５６９号
大阪府東大阪市南荘町８番29―806号
債務者　濵　　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部